



桂川町第2期自殺対策計画



概要版

第1章 計画策定の背景等

1. 計画策定の背景

本町では、令和2年に自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない桂川町の実現を目指してきました。本町の令和元年から令和5年の自殺死亡率の平均は12.04であり平成27年の21.4と比較すると減少傾向にあります。しかし、全国的には新型コロナウイルス感染症の影響等により社会的に孤立する人の増加が問題となっています。これまでの対策に加え、女性、こども・若者への対策のさらなる強化などが見直された「自殺総合対策大綱」と、福岡県自殺対策計画（第2期）を踏まえ、桂川町第2期自殺対策計画を策定します。

2. 計画の法的根拠

自殺対策基本法第13条では、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定める」ものとされており、本計画は同法に規定された「市町村自殺対策計画」として策定します。

3. 計画の位置づけ

この計画は、本町における自殺対策を総合的に推進するための計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえるとともに、桂川町の上位計画である「桂川町総合計画」や、「桂川町地域福祉計画」、「桂川町健康増進・食育推進計画」等、他の関連する計画との調和を図ります。

4. 計画の期間

「自殺総合対策大綱」がおおむね5年を目途に見直すとされていることを踏まえ、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

5. 計画の数値目標

基準	目標値	自殺死亡率現状値	自殺死亡率目標値
平成27年	令和6年	令和6年 (R1～R5平均)	令和11年 (R6～R10平均)
自殺死亡率 (10万人対)	21.4	15.9以下	12.04

(自殺死亡率 = 自殺者数 ÷ 人口 × 10万人)

第2章 桂川町の自殺の現状等

- ①過去5年間の自殺者数のうち、75%を高齢者が占めている。
- ②過去5年間の無職者の自殺者数は5人で、全体の62.5%を占めており、全国割合よりも高い。
- ③過去5年間の有職者の自殺者数は3人で、全体の37.5%を占めている。
- ④児童生徒においては、思春期を迎えた頃より気分の落ち込みや不安を感じる割合が多く、「相談する人がいない」という回答も多くなっている。
- ⑤成人においては、様々な原因によるストレスを抱えており、回答者の約1割がストレス解消ができていない。
- ⑥成人の回答者の約6割が地域の人とのつながりが「弱い」と感じており、約7割の人がボランティア活動、地域社会活動等に「参加していない」と回答している。

第3章 桂川町自殺対策計画（第1期）の評価

関係機関・関係団体と連携し、5つの基本施策と3つの重点施策の取組を実施しました。

第4章 いのち支える自殺対策における取組

基本理念

～誰も自殺に追い込まれることのない桂川町の実現を目指して～

桂川町では、保健、健康、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、地域全体で総合的に自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、誰も自殺に追い込まれることのない桂川町の実現を目指します。（詳細は裏面へ。）

第5章 計画の推進

1. 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取り組んでいくよう広報やホームページ等を活用し、本計画の周知を行います。

2. 計画の推進体制

全庁的な自殺対策事業を総合的かつ効果的に推進するため、「桂川町自殺対策庁内連携会議」を設置し、庁内各課の連携を図ります。

3. 計画の進捗管理

本計画の取組状況等については、事務局である健康福祉課にて管理し、計画の適切な進捗管理に努めます。また、関係機関や民間団体等で構成する「地域福祉施策協議会」において施策の実施状況等を報告し、それぞれの分野での課題を探り、取組内容の見直し及び改善を行います。



発行：令和7年3月 桂川町役場健康福祉課

福岡県嘉穂郡桂川町大字土居361番地

TEL：0948-65-0001 FAX：0948-65-0078

町公式 HP <http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>

E-mail kenko@town.keisen.fukuoka.jp



第4章 いのち支える自殺対策における取組



桂川町の自殺の現状等およびこころのアンケート調査結果から見えてきた課題を解決するため「基本施策」と「重点施策」による自殺対策を実施します。「基本施策」では、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている5つの施策を、「重点施策」においては地域の特性に応じた自殺対策として5つの施策を展開していきます。



基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、国や県、関係団体、民間団体、企業、住民が果たすべき役割を認識した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

- 地域福祉施策推進協議会 ○桂川町自殺対策庁内連携会議
- 民生児童委員協議会 ○健康づくり推進協議会 ○地域ケア会議
- 子どもネットワーク会議 ○青少年問題協議会 ○青少年補導員会

2. 自殺対策を支える人材育成の強化

保健、福祉、その他の関係者や町民誰もが、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

- 職員研修事業 ○教職員の研修
- ゲートキーパー研修会（自殺対策研修会）

3. 住民への啓発と周知

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

- 広報けいせん・ホームページ ○市民講座「人権講演会」、人権・同和問題地域懇談会 ○図書館での啓発コーナーの設置 ○施設での普及啓発活動

4. 生きることの促進要因への支援

生きることの促進要因を増やす取組を行うことで自殺リスクを低下させるという観点から、居場所づくり、心身の健康、自殺未遂者への支援及び遺された人への支援に関する対策を推進します。

- 無料法律相談 ○自死遺族のための相談 ○地域生活支援事業
- こころの相談 ○がん検診・特定健診・保健指導・各種健康教室
- 生涯学習講座 ○子育て支援センター『ひまわりのたね』
- 母子手帳交付・乳児訪問・乳幼児健診・発達相談等 ○窓口受付業務

5. 児童生徒へのSOSの出し方に 関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

- 学校での専門家による相談 ○命の教育の推進 ○児童・生徒への啓発
- 青少年問題協議会 ○青少年補導員会 ○子どもネットワーク会議

重点施策

1. 高齢者の孤立・孤独の防止

地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図り、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等を促進する施策を推進します。

- 地域ケア会議 ○包括支援センター ○介護予防教室 ○ひまわりカフェ
- 配食サービス ○生涯学習講座 ○こころの相談

2. 生活困窮者への支援

経済的困窮に加えて社会的に孤立しやすい傾向がある、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へつなぎます。

- 生活保護相談事業 ○各種滞納相談 ○消費者生活相談会

3. 勤務者・経営者への支援

勤務者・経営者が、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所の対策だけではなく、行政や地域の団体による地域での周知、啓発等を推進します。

- 商工相談等の案内・周知 ○創業者支援事 ○労働・就労相談
- こころの相談

4. 子ども・若者への支援

それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められる子ども・若者へ、関係各課及び教育機関が連携のもと自殺対策を推進します。

- 学校での専門家による相談 ○命の教育の推進 ○児童・生徒への啓発
- 青少年問題協議会 ○青少年補導員会 ○子どもネットワーク会議

5. 女性への支援

妊娠婦への支援をはじめ、困難な問題を抱える女性に寄り添い支援していきます。

- がん検診・特定健診・保健指導・各種健康教室 ○母子手帳交付・面談
- 産婦健康診査・産後ケア事業 ○女性相談 ○女性に対する暴力等防止対策に係る啓発事業